

# 児童手当・特例給付 氏名・住所 変更届

※認定番号	※受付確認年月日
提出年月日	
令和 . .	

府中町長

受給者	変更後	ふりがな		生年月日	昭和 . .	
		氏名			平成 . .	
	変更前	住所	安芸郡府中町 電話 ( ) -			
		氏名				
		住所	安芸郡府中町			
		変更年月日	令和 年 月 日			

※支給対象となる児童の住所は受給者と異なる場合に記入してください。

支給対象となる児童	変更前		変更後	
	氏名		氏名	
住所		住所		
氏名		氏名		
住所		住所		
氏名		氏名		
住所		住所		
氏名		氏名		
住所		住所		
氏名		氏名		
住所		住所		
変更年月日	令和 年 月 日			

※備考	
-----	--

※ 印の欄は、記入しないでください。  
字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

## 注意

- 1 この届は、受給者が氏名又は住所を変更した場合及び受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）する児童が氏名又は住所を変更した場合に、提出してください。
- 2 受給者の住所変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 支給対象となる児童の住所の変更については、必ずこの届を提出してください。
- 4 支給対象となる児童の住所変更のうち、次の場合は、住所を変更した後その児童の属する世帯全員の住民票の写しを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
  - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
  - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 5 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 6 この届は、氏名又は住所を変更してから14日以内に提出してください。